

釜石市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果について、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和3年12月16日

釜石市監査委員 小林 俊 輔

釜石市監査委員 山崎 長 栄

記

第1 監査の対象

釜石市総務企画部総務課（両石財産区）

第2 監査の実施期間

令和3年11月22日（月）から令和3年12月2日（木）まで

第3 監査の対象範囲

令和2年度における財務に関する事務の執行状況及び財産の管理状況

第4 監査の方法

- (1) 予め設定した監査着眼点に基づき、関係諸帳簿、会計帳票等証書類の照合、確認等、通常実施すべき監査手続きにより実施した。
- (2) 必要に応じてその都度担当職員から説明聴取し、適否の確認を行った。

第5 監査の結果

令和2年度における財務の執行状況及び財産の管理状況について、おおむね良好と認められた。